

秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）による秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者規程（平成28年水道事業管理規程第19号。以下「規程」という。）第8条各号に該当する行為（以下「違反行為」という。）における指定の取消し及び指定の停止の基準並びにその手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 給水装置工事の管理事務を所管する所属長（以下「所属長」という。）は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 所属長は、事実関係の調査において違反行為が認められたときは、当事者に対し直ちに違反行為を是正するよう期日を定めた文書による警告（様式第1号）を行う。

3 所属長は、違反行為が是正され、なおかつ重大でない違反行為について、違反行為注意指導書（様式第2号）により注意を行う。

4 所属長は、違反行為が重大なもの又は第2項の警告にもかかわらず是正されない違反行為について、指定給水装置工事事業者違反行為等調書兼報告書（様式第3号）を作成し水道局長に報告する。

5 所属長は、前項の報告を行うにあたって、当該関係者からてん末書の提出を求めることができる。

(報告又は委員会の開催等)

第3条 水道局長は、前条第4項の報告書を受けたときは、秩父広域市町村圏組合水道事業の管理者の権限を行う管理者（以下「管理者」という。）に報告又は必要に応じて、規程第18条の規定に基づく指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 水道局長

(2) 次長

(3) 財務課長

(4) 工務課長

(5) 浄水課長

(6) 大滝・荒川事務所長

(7) 横瀬事務所長

(8) 皆野・長瀬事務所長

(9) 西秩父事務所長

2 委員長は水道局長をもってこれに充てる

3 委員長が不在のとき、又は欠けたときは、次長がその職務を代理する。

4 委員長は、委員会を総括し、議事その他を掌理する。

5 委員会の庶務は、工務課において処理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると判断したときは、水道技術管理者その他当該事案に関係のある者の出席を求めることができる。

(回議による決定)

第6条 前条の規定にかかわらず、委員長が特に軽易と認めるもの又は急施を要すると認めるときは、委員の回議をもって決することができる。

(結果の報告)

第7条 委員長は、事案の審査又は会議で認定をしたときは、理由を添え書面をもって、その結果を管理者に報告しなければならない。

(違反行為に対する措置)

第8条 管理者は、違反行為の内容に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 指定の取消し処分

(2) 指定の停止処分

2 前項の処分の認定及び措置の適用基準は、別表のとおりとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第9条 管理者は、違反行為の内容が前条第1号に該当し、指定の取消しが相当であると認めるときは、秩父広域市町村圏組合行政手続条例（平成9年条例第3号。以下「条例」という。）及び秩父広域市町村圏組合聴聞規則（平成7年規則第2号）に基づき、当該処分の名あて人となる者に対し、聴聞の手続きを行わなければならない。

2 聴聞は、経営企画課長が主宰する。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式第4号）により通知する。

4 聴聞を終結したときは、経営企画課長は、速やかに聴聞報告書（様式第5号）及び聴聞に係る調書（様式第6号）を作成し、委員長に報告する。

5 管理者は、違反行為の内容が前条第2号に該当し、指定の効力の停止をすることが相当であると認めるときは、条例に基づき当事者に弁明の機会を与える。

6 弁明の機会を与える場合は、当事者に対して弁明の機会の付与の通知書（様式第7号）により通知する。

7 その他意見陳述のための手続きに関しては、行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところによる。

(委員会の再審査)

第10条 委員長は、前条第4項の報告を受け再度審査が必要な場合、速やかに委員会を招集し処分について再度審議することができる。

ただし、委員長が審議する必要があると判断した場合は、この限りでない。

2 委員長は、理由を添え書面をもって、その結果を管理者に報告しなければならない。

(処分の通知)

第 11 条 管理者は決定した処分の内容については、被処分者に対し処分決定通知書（様式第 8 号）をもって通知するとともに、その旨を公開し一般に周知しなければならない。

2 管理者は、法第 25 条の 4 に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）

令和 第 号
 年 月 日

名称
住所又は所在地
代表者氏名 様

秩父広域市町村圏組合
所属長 ⑩

警 告 通 知 書

秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり警告します。

この警告にも関わらず違反行為が是正されない場合又は是正されても重大な違反行為の場合は、秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事者規程第 8 条により、指定の取消し処分又は指定の停止処分を決定する場合があります。

指定番号	
指導内容及び理由	
是正期日	
備 考	

第2号様式（第2条第3項関係）

令和 第 号
年 月 日

名称

住所又は所在地

代表者氏名

様

秩父広域市町村圏組合
所属長

⑩

違反行為注意指導書

秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第2条第3項の規定により通知します。

このような違反行為が繰り返し行われるのであれば、不誠実行為とみなし処分の対象にします。

なお、今後このような違反行為のないように水道法及び関係法令を遵守のうえ、業務を行ってください。

水道局長 様

所属長

指定給水装置工事事業者違反行為等調書兼報告書

秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者規程第 5 条により指定を受けた指定給水装置工事事業者が、同規程第 8 条に該当する行為を行ったので、秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第 2 条第 4 項の規定により下記のとおり報告します。

記

対象となる指定給水装置工事事業者	
指 定 番 号	第 号
名 称 又 は 氏 名	
代 表 者 氏 名	
行為のあった日	
是 正 期 日	
行為の内容（工事の種別、工事の場所、行為の概要、原因写真添付など）	
指導の内容（是正要求日、是正措置の内容など）	
添付資料（てん末書、関係図面、関係資料など）	

様式第4号（第9条第3項関係）

令和 第 年 月 日 号

指定第 号
様秩父広域市町村圏組合水道事業
秩父広域市町村圏組合 管理者

⑨

聴 聞 通 知 書

秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条第1項の規定により下記のとおり聴聞を行うので、同条第3項の規定により通知します。

なお、聴聞に係る手続きについては、秩父広域市町村圏組合行政手続条例（平成9年条例第3号）及び秩父広域市町村圏組合聴聞規則（平成7年規則第2号）に定めるところにより行います。

記

予定される処分の内容		
根拠となる法令の条項		
処分原因となる事実		
聴 聞 を 行 う 日 時	令和 年 月 日	午前・午後 時 分
聴 聞 を 行 う 場 所	別所浄水場 2階会議室	
聴聞に関する事務の所掌する組織の名称及び所在地	名 称	秩父広域市町村圏組合水道局経営企画課
	所 在 地	秩父市別所538
	電話番号	0494-25-5221
聴 聞 の 主 宰 者	職 名	課 長
	氏 名	

（備考）

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。
- 4 出頭の際には、この通知を持参してください。

様式第5号（第9条第4項関係）

令和 年 月 日 第 号

委員長 様

水 道 局 経 営 企 画 課 長

聽聞報告書

指定給水装置工事事業者違反行為等報告書の内容により、秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条第4項により聴聞を行ったので報告します。

- 1 原因者の氏名等
指定番号 第 号
- 2 聴聞の日時及び場所
- 3 出席者
- 4 聴聞の内容
- 5 聴聞調書及び意見
別添のとおり

様式第6号（第9条第4項関係）

令和 年 月 日

聴 聞 調 書

主宰者の職名及び氏名

⑩

聴聞の件名				
聴聞の期日				
聴聞の場所				
区 分			氏 名	備 考
聴聞の期日 に出頭した 者	当 事 者	本 人 代理人 保佐人		
	参 加 人	本 人 代理人 保佐人		
	参 考 人			
	行政庁の職員			職名
聴聞の期日 に出頭しな かった者	当 事 者	本 人 代理人 保佐人		理由
	参 加 人	本 人 代理人 保佐人		
	参 考 人			
当事者、参加人、代理人、保 佐人及び参考人の陳述の要旨				
行政庁の職員の説明				
その他参考となるべき事項				

様式第 7 号（第 9 条第 6 項関係）

令和 第 年 月 日 号

指定第 号

様

秩父広域市町村圏組合水道事業
秩父広域市町村圏組合 管理者

⑩

弁明の機会の付与の通知書

秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第 9 条第 6 項の規定により、下記のとおり（文書による・口頭による）弁明の機会を付与し、同条第 6 項の規定により通知します。

なお、弁明に係る手続きについては、秩父広域市町村圏組合行政手続条例（平成 9 年条例第 3 号）に定めるところにより行います。

記

1 対象となる指定工事事業者の名称又は氏名

指定番号 第 号

名称又は氏名

代表者

所在地

2 予定される処分及び根拠

3 対象となる違反行為（不利益処分の原因となる事項）

4 弁明書の提出期限及び提供先又は口頭による弁明を行う日時及び場所

提出期限 令和 年 月 日

提出先 秩父市別所 5 3 8

別所浄水場 経営企画課

弁明日時 秩父市別所 5 3 8

弁明場所 別所浄水場 会議室

令和 年 月 日

秩父広域市町村圏組合水道事業
秩父広域市町村圏組合 管理者 様

申出人 ⑩

弁 明 書

令和 年 月 日付け 第 号について、秩父広域市町村圏組合指定
給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条第5項の規定に基づき、下
記のとおり弁明します。

記

予定される処分名	
弁 明	

令和 第 年 月 日 号

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者氏名 様

秩父広域市町村圏組合水道事業
秩父広域市町村圏組合 管理者 印

処 分 決 定 通 知 書

秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者の処分について、秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第 1 1 条の規定により通知します。

指定番号	
決定区分	指定の取消し / 指定の停止 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
処分理由	
備 考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規程により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、秩父広域市町村圏組合管理者に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

別表

区分	違反内容	処分内容	指導方法等
1 不正 申請	(1) 不正の手段により給水装置工事事業者の指定を受けたとき	指定の 取消し	事実が判明したときは、速やかに指定を取消す。
2 指定 要件 違反	(1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき	指定の 取消し	「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。 この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(2) 厚生労働省令で定めた機械器具を有しなくなったとき	指定の 取消し	指定業者に対し、欠けている機械器具を備え付けるように指導する。 この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(3) 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として省令で定めるものの決定を受けたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき	指定の 取消し	指定業者が個人の場合は、「廃止届」を提出するように指導する。この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。 法人の場合は、欠格事項に該当する役員を他の者に変更した場合は処分しない。
	(4) 水道法に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であると判明したとき	指定の 取消し	一律に指定を取消す。
	(5) 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないもの	指定の 取消し	一律に指定を取消す。
	(6) 業務に関し、いずれかに掲げる行為を行ったとき		
	① 無断通水又はメーターの不正利用をしたとき	指定の 取消し 又は 停止 6 か月以下	是正するように指導し、委員会に指定の処分を諮る。
	② 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事施行したとき	指定の停止 6 か月以下	事実が判明したときは、委員会に指定の処分を諮る。
	③ 施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき	指定の停止 3 か月以下	事実が判明したときは、委員会に指定の処分を諮る。

	④ 施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき	指定の停止 6 か月以下	事実が判明したときは、委員会に指定の処分を諮る。
	⑤ 未承認施行、竣工図未提出を含めた未しゅん工及び未検査行為をしたとき	指定の停止 6 か月以下	是正するように指導し、この指導に従わないときは、委員会に指定の処分を諮る。
	(7) 指定業者が法人である場合、役員が(3)から(5)までのいずれかに該当する者がいる	指定の取消し	(3) から (5) までの指導方法と同じ
3 届出 義務 違反	(1) 事業所の名称及び所在地等の変更届を 30 日以内に提出しないとき	指定の取消し	「変更届」を提出するように指導し、この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(2) 氏名又は名称及び住所の変更届を 30 日以内に提出しないとき	指定の取消し	「変更届」を提出するように指導し、この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(3) 代表者及び役員の氏名変更届を 30 日以内に提出しないとき	指定の取消し	「変更届」を提出するように指導し、この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(4) 主任技術者の氏名又は免状交付番号の変更届を 30 日以内に提出しないとき	指定の取消し	「変更届」を提出するように指導し、この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(5) 事業の廃止・休止届を 30 日以内に提出をしないとき	指定の取消し	「廃止届」又は「休止届」を提出するように指導し、この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(6) 事業の再開届を 10 日以内に提出しないとき	指定の取消し	「再開届」を提出するように指導し、この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(7) 休止届後無断で事業を再開したとき	指定の取消し	「再開届」を提出するように指導し、この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(8) 虚偽の届出をしたとき	指定の取消し	事実を確認し、事実が判明しときは、速やかに指定を取消す。
4	(1) 指定工事事業者の指定を受けた日から 14 日以内に主任技術者を選任しないとき	指定の取消し	「選任届」を提出するように指導し、この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(2) 選任した主任技術者が欠けた日から 14 日以内に新たな主任技術者を選任しないとき	指定の取消し	「選任届」を提出するように指導し、この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。

主任技術者選任等義務違反	(3) 主任技術者を選任又は解任したにもかかわらず、遅延なく届出をしなかったとき	指定の取消し	「選任届」又は「解任届」を提出するように指導し、この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(4) 主任技術者が 2 以上の事業所において選任され、その職務を行うことに支障があると認められるとき	指定の取消し	該当する主任技術者の兼任を解き、解任届を提出するように指導し、この指導に従わないときは、速やかに指定を取消す。
5 事業運営に関する義務違反	(1) 給水装置工事ごとに主任技術者を指名しなかったとき		工事申し込みの際に、主任技術者記入欄が空白の場合、記入させる。 記入しない場合、受理しない。
	(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形・破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させない、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき	指定の停止 1 か月以下	技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより、判断することが可能であるが、資格を有しない者であっても実際の技能を有してるか否かにより、最終判断すべきとする。
	(3) 管理者の承認を受けた工法・工期その他の工事上の条件に適合しない工事をしたとき	指定の停止 6 か月以下	適合するよう工事のやり直しを指示し、委員会に指定の処分を諮る。また、この指示に従わないときは、速やかに指定を取消す。
	(4) 研修機会を確保しなかったとき	口頭指導	研修の機会を確保するように指導する。
	(5) 水道法施行令第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき	指定の停止 6 か月以下	基準に適用するよう工事のやり直しを指示し、委員会に指定の処分を諮る。
	(6) 給水管及び給水用具の切断・加工・接合等に適さない機械器具を使用したとき	指定の停止 3 か月以下	適切な機械器具を備え付けるように指導し、委員会に指定の処分を諮る。
	(7) 指名した主任技術者に施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から 3 年間保存しなかったとき	指定の停止 3 か月以下	記録の作成及び保存の指導し、委員会に指定の処分を諮る。

6 工事 施行 に関 する 義務 違反	(1) 給水装置工事の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく主任技術者を検査に立ち合わせないとき	指定の停止 3 か月以下	事情を聴取し、委員会に指定の処分を諮る。
	(2) 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告又は資料の提出をしたとき	指定の停止 3 か月以下	事情を聴取し、委員会に指定の処分を諮る。
	(3) 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき	指定の停止 6 か月以下	水道施設を破損した場合は現状復旧を指示し、委員会に指定の処分を諮る。